

同志社大学

2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年 2月 28日提出

所 属	職 名	氏 名
法学部	教授	櫻井 利江
研 究 題 目	多民族国家における国家統合	
研 究 成 果 の 概 要	<p>現在民族的少数者をめぐる紛争は世界各地で進行中であるが、国際機構がこの種の紛争にシステムティックに対応している例としては、欧州におけるヨーロッパ安全保障協力機構がある。同機構はこれまで民族的少数者をめぐる紛争の未然防止、紛争解決、民族的少数者の権利の規準の定式化とその実施のための支援活動もしている。さらに二国間条約の締結を奨励し、民族的少数者の権利規準をそれらの条約や国内法の中に取り込み、これによって国際機構の文書に規定された政治的規準は、法的拘束力をもつ規準として発展することになった。</p> <p>2009年度には中東欧地域における事例、旧ユーゴスラヴィア解体の後継国であるスロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、セルビアおよびモンテネグロに関する研究、を通じて、民族的少数者に自治権を付与することにより、国家統合への求心的効果および遠心的な分離独立への動きを緩和する結果をもたらしているかどうかを考察した。これらは民族紛争後、民族間に敵対関係がある事例であるが、民族的少数者をめぐる紛争解決手段として多極共存型民主主義が採用された。多極共存型民主主義は権力分有のアプローチの一つであり、集団間に深い溝のある多元社会において平和と民主主義を実現するために適した制度とされ、大連立と自治（区画の自律）、議会および公的機関の人事における比例代表および民族的少数者の拒否権を要素とする。</p> <p>国際機構は多極共存型民主主義の理論にそって民族的少数者の権利を保護する制度構築のために深く関与した。上記事例の研究から、欧州地域においては紛争後の社会再構築に向けた積極的な取り組みにより、欧州において民族的少数者の権利の発展の動きがあることが明らかになった。</p>	